

議 事 録

会 議 名	平成28年 第7回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成28年7月25日(月)午後3時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一 主査：原田智香 主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 非農地証明願について 日程 第2 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第3 農業経営基盤強化推進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成28年第7回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、3番大久保委員と4番市川委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1非農地証明願について議案番号27号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号27号を朗読)(説明) 当該地は県道45号、丸子・中山・茅ヶ崎線を北上し、小谷信号から東へ100mほど入り左折したところにある土地で、字は岡田ですが、大蔵地区内にある飛び地です。申請地は宅地北側の細長い筆の33㎡で、昭和42年に先代が貸家を建築した際に、北側隣接所有者の土地から分筆されたようですが詳細は不明とのこと。平成13年に相続し、貸家としてしようしているとのこと。なお、当該地の立地基準は市街化区域から連たんしていることから、第3種農地となります。</p> <p>会 長：続いて地区担当の私が、現地調査等の補足説明をします。40～50年前から借家が建っている。細長い土地で実際には宅地として使用しており、農地として使用するの難しいと思われます。</p> <p>会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号27号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定します。 次に議案番号28号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号28号を朗読)(説明) 当該地は、寒川神社参集殿前の町道から八福茶屋前を右斜めに入り、200mほど入った右側にある土地で、昭和47年より雷児童館が建っており現在も使用中です。当時、公共性が高いため、農地転用許可が不要と思い込んだ所有者がそのまま建築したようで、その後、平成21年の申請者へ</p>		

相続されました。申請者が今回、隣接する南側の筆を土地利用するための測量時に、北側の土地に南側の土地が食い込んでいることが分かり、申請に至りました。当該地の立地基準は市街化区域から連たんしていることから第3種農地となります。

会 長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：7月13日に事務局と現地調査をしました。昭和47年から児童館が建っているのです、農地としての使用は難しいと思われま。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号28号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

次に日程第2、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号29号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号29号を朗読)(説明)

当案件については、所有者立会いのもと地区担当委員と事務局で12筆の利用状況を行いました。すべて耕作、管理されていました。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の詳細並びに補足説明をお願いします。

1 番：6月1日に事務局と現地を確認しました。12筆作付けされていて、農地として管理されていました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号29号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

続いて議案番号30号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号30号を朗読)(説明)

当案件については、所有者立会いのもと地区担当委員と事務局で2筆の利用状況を行いました。すべて耕作、管理されていました。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の詳細並びに補足説明をお願いします。

2 番：5月30日に事務局と現地を確認したところ農地として管理されていた。後日、枝豆、サトイモが作付けされていました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号30号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

続いて議案番号31号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号31号を朗読)(説明)

当案件については、所有者立会いのもと地区担当委員と事務局で3筆の利用状況を行いました。すべて耕作、管理されていました。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の詳細並びに補足説明をお願いします。
4 番：5月30日に事務局と現地を確認しました。相続人はイチゴ栽培を中心とした農家です。畑1筆については野菜畑として、田2筆については田植え前の準備作業を終えていました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号31号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

続いて議案番号32号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号32号を朗読)(説明)

当案件については、所有者の父が立会いのもと、地区担当委員と事務局とで計3筆の利用状況確認をしましたところ、すべて耕作され適正に管理されていました。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の詳細並びに補足説明をお願いします。

3 番：6月16日に事務局と現地を確認しました。非常に綺麗に耕作されていました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号32号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

続いて議案番号33号、34号、35号、36号は地区担当委員が同じですので、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号33号～36号を朗読)(説明)

当案件については、所有者の立会いのもと、地区担当委員と事務局とで33号、34号、35号、36号の合計27筆の利用状況確認をしました。34号は7筆の内2筆が小谷であることから小谷担当委員も同行し確認したところ、すべて耕作され管理されていました。

5 番：5月23日に事務局と現地を確認しました。33号、34号、35号、36号すべてにおいて耕作されていました。

3 番：6月16日に事務局と現地を確認しました。農地として一生懸命耕作されていました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号33号～36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号33号～36号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

続いて議案番号37号ですが、本案件は私が申請者ですので当該事案の審議開始から終了まで退席させていただきます。関係議案終了後に入室しますので、会長職務代理者に議事進行をお願いします。

(会長退席、会長職務代理者は会長席に移動)

会長職務代理者：それでは議案番号37号を上程します。事務局より議案の朗読と

説明をお願いします。

事務局：（議案番号37号を朗読）（説明）

当案件につきましては、所有者立会いのもと会長職務代理者と事務局で13筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作、管理されていました。

会長職務代理者：続いて私から、現地調査の結果並びに補足説明をします。

ハウス等々として耕作、管理されていました。

会長職務代理者：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

会長職務代理者：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

会長職務代理者：では全員賛成ですので、議案番号37号は原案のとおり利用状況確認書を税務課へ送付することに決定します。

（会長職務代理者 席の移動、会長 入室・着席）

会 長：それでは、議案番号38号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号38号を朗読）（説明）

当案件につきましては、所有者立会いのもと、田端と大曲の農地ですので、1番田端地区担当委員と6番大曲地区担当委員と事務局で4筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作、管理されていました。

会 長：続いて、1番田端地区担当委員、6番大曲地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：6月16日事務局と現地を調査しました。2筆とも作付けされていました。

6 番：大曲についても作付けされていました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会 長：では全員賛成ですので、議案番号38号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

続いて議案番号39号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号39号を朗読）（説明）

当案件につきましては、所有者了承の上、3番地区担当委員と事務局とで計4筆の利用状況確認をしましたところ、すべて適正に管理されていました。

会 長：続いて3番地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：6月16日事務局と現地を調査しました。もともと葉物専門でやられている方で、最近はおぼう、ほうれん草等を作ってお店に出されています。問題は無いと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会 長：では全員賛成ですので、議案番号39号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

続いて日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出に

	<p>ついて、議案番号40号、41号が関連することから、一括して上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号40号、41号を朗読)(説明) 当該地につきましては、2筆で約1反となる田で各所有者が草刈りを行い管理していました。以前から貸したいという相談を受けており、ここで付近を耕作している借り手が、2筆一緒に耕作することを条件に了承し、利用権設定の申し出に至りました。借り手は付近の所有地以外に、これまでも利用権設定して水稻を作付けし、家族4人で従事日数は延べ800日、コンバイン等の大型機械も所有し、問題ないかと思われます。</p> <p>会長：続いて地区担当委員から、補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1番：事務局と現地を調査しました。他の田についても水稻を作付けされていますので、問題ないと思います。</p> <p>会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号40号、41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会長：では全員賛成ですので、議案番号40号、41号は原案のとおり決定通知書を寒川町長へ送付することに決定します。続きまして議案番号42号を上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号42号を朗読)(説明) 当案件について、借り手は先に説明した議案番号40号41号と同じです。当該地を平成25年8月から3年間、利用権設定し耕作しており、更新するものです。今回も期間は3年間ということで、特に問題ないと思われます。</p> <p>会長：続いて地区担当委員から、補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>3番：借り手の方は寒川町で広く耕作されているので、問題ないと思われます。</p> <p>会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会長：では全員賛成ですので、議案番号42号は原案のとおり決定通知書を寒川町長へ送付することに決定します。次に日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号49号、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号50号、51号の2件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号49～51号を朗読)(説明) いずれも添付書類も含め完備していましたので、事務局専決により書類を受理しました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。他に発言がないようですので届出の報告事項については了承されたこととします。</p> <p>最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会長：では、以上をもって平成28年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 平成28年第7回定例総会議案及び位置図

議事録署名人（3番） 大久保 泰明 議事録署名人（4番） 市川 澄雄

本議事録は、平成28年8月24日、承認・署名を得て確定しました。